

## 越生町庁舎等広告掲出に関する取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、越生町有料広告掲載に関する基本要綱に基づき、越生町庁舎等（以下「町庁舎等」という。）への広告掲出に関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲出の位置)

第2条 広告の掲出位置は、町庁舎等の床面及び壁面とし、町が指定した位置とする。ただし、壁面の利用は町庁舎のみとする。

### (広告の掲出方法)

第3条 町庁舎等への広告の掲出方法は、次のとおりとする。

- (1) 床面を利用した広告は、塵、雨水等汚れを除去できるフロアマット上に広告を表示したものを設置する方法によること
- (2) 壁面を利用した広告は、撤去した時に壁面の剥離を生じさせない方法によること
- (3) 広告の掲出は、来庁者に支障がない方法によること

### (広告掲出の規格等)

第4条 広告掲出の位置、枠数、規格及び料金は、別表のとおりとする。ただし、掲載料については、1回の申し込みにつき掲出月数が6月以上11月以下の場合は1月分を、12月の場合は3月分を減額する。

### (掲出期間)

第5条 広告掲出の期間は、原則として1月単位とし、最長12月以内とする。ただし、年度を超えることができない。

### (広告内容)

第6条 広告主は、広告の内容及びデザイン等については、町庁舎等のイメージを損なうことのないよう、町と調整後に掲出するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 広告物の表面に著しい凹凸がないこと
- (2) 広告物に発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用していないこと
- (3) 広告物に著しい厚みがないこと

### (掲出広告の作成)

第7条 広告主は、前条による調整後に自己の負担により広告を作成するものとする。

### (広告主の責任)

第8条 広告主は、広告の掲出許可期間が満了したとき、又は広告掲出の許可を取り消されたときは、広告主の責任において、広告を町庁舎等から撤

去しなければならない。

- 2 広告の撤去作業により塗装等に剥離が生じた場合は、広告主の責任において現状に復するものとする。
- 3 町長は、広告主が前項の義務を履行しないときは、町庁舎等から当該広告を撤去し、現状に復し広告主からその費用を徴収することができる。
- 4 広告掲出期間中に広告の破損等が生じた場合、その損害が町の責めによる場合を除き広告主の負担により現状に復するものとする。

(所管課)

第9条 町庁舎等の有料広告掲出に係る事務の所管課は、当該施設を所管する課とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、広告の掲出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	施設等	掲出位置	枠数	規格	料金
壁面	町役場庁舎	新庁舎1階	3	B1サイズ 728mm × 1030mm	月額3,500円
				B2サイズ 515mm × 728mm	月額3,000円
床面	町役場庁舎	新庁舎1階 正面入口	1	・フロアマット 上面の3分の2以内 ・その他詳細 については、 別に定める。	マット製作料、定期 清掃代
	中央公民館	正面入口	1		
	越生自然休養村センター	正面入口	2		
	越生町インフォメーションセンター	正面入口	1		

注 上記表の規格については、募集する際要項等により詳細を示すものとする。